

西和地区イメージアップ事業

西和地区3町商工会において、新たな観光資源や地域物産品を開発する。またPR用パンフレットなどを作成配布することにより、その相乗効果をめざして西和地区3町のイメージアップを図ることを目的とする。

王寺町

～王寺名物だるま焼～

達磨寺にある達磨大師をキャラクターにした型で焼き上げた“ちょい”可愛い顔をした達磨焼、中味につぶつぶあんこがいっぱい入った昔ながらの味わいです。

～達磨寺～

推古天皇によって建立されたといわれ、わが国最初の達磨大師坐像のほか多数の由来文物がある。



達磨寺



河合町

～砂かけ餅～

伝統ある河合町廣瀬神社の砂かけ祭にちなんで名付けました。三色の餅の“けしの実”は雨を、“エンドウ”は作物の成長を“きな粉”は秋の実りを表しております。

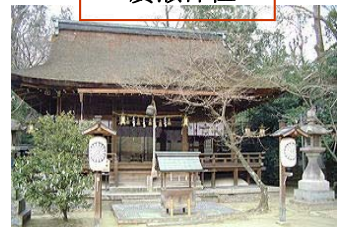
～廣瀬神社～

祭神は若宇加能売命で、水の神、五穀豊穡の神として信仰されています。「砂かけ祭」は町外でも人気です。

砂かけ餅



廣瀬神社



上牧町

～せんべい『笹ゆり姫物語』～

片岡城の歴史を背景に、町花「ササユリ」をイメージした美しい姫君を登場させたオリジナルストーリーをお菓子にしました。

～片岡城址～

南北に伸びた馬見丘陵の最北端、下牧集落の背後にあり河内から明神山の北を超え田原本に至る古道に面し、今は城址だけが残っています。

せんべい『笹ゆり姫物語』



片岡城址



知的財産権制度 Q & A

Q. 特許や意匠や商標等の産業財産権を取ると、企業にとってはどんな利点がありますか？

A. 産業財産権は、決められた権利の存続期間内では、権利者が独占的に発明を実施したり、独占して商標を使用したりすることができます。但し、権利の維持には登録料の納付が必要で、納付しないと権利は消滅します。また、自社（権利者）が実施するだけでなく経営戦略に合わせて、他社に実施（使用）を許諾（ライセンス）し、ライセンス収入を得ることもできます。産業財産権を活用することにより、企業の事業展開を有利に進めることができます。なお、自社では、権利化の必要がないものの他人に特許を取得されたくない場合には、出願や公表を行い技術を公知することも行われています。（商標は、公知であっても要件を満たせば登録可能）一方、産業財産権を取得しなかった場合には、後発企業の類似品を排除できず、自社のマーケットが侵食されるおそれもあり、利益を確保することも難しくなります。

〔補足説明〕

産業財産権を取得する間接的なメリットとしては、企業に対する技術的評価の向上、企業内の技術者の意識の高揚、同業者の中での相対的な地位の向上などを図ることができます。また、商標権を取得すると、自社ブランドの育成にも役立ちます。さらに、公共の観点からは、技術の進歩や産業の発展などを促し、社会全体の繁栄に貢献することにも繋がります。

